

技術提案書作成要領

1 業務実施体制（様式8）

表1 この様式で記載する予定技術者と兼務できる範囲、再委託を認める分野

予定技術者	自社の予定技術者		協力会社への再委託
	選任	兼務できる範囲	
管理技術者	必要	担当技術者との兼務は認めない。	認めない。
意匠担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認めない。
構造担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。
積算担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。
電気担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。
機械担当技術者	必要	他の担当技術者との兼務を認める。	認める。

(1) 記載要領

- ① 管理技術者は、一級建築士であること。また、担当技術者との兼務及び複数の配置は認めません。
- ② 担当技術者は、表1で選任が必要とされている分野ごとに自社の予定技術者を必ず選任し、記載すること。なお、表1により他の担当技術者との兼務を認めている場合は兼務が可能です。
- ③ 担当技術者を複数配置する場合は、主担当者となる者の氏名の前に◎を付すこと。◎の記載が無い場合は、一番上段に書いた者を主担当者とし、主担当者を複数設定することはできない。
- ④ 表1により協力会社への再委託が認められている分野について、協力会社に再委託する場合は、自社の予定技術者の下に、協力会社の予定技術者を併記し、その者の「所属」欄に協力会社名等を記載すること。
- ⑤ 各予定技術者が(2)①に掲げる資格を有する場合は、「資格」欄にその資格を記載すること。
- ⑥ 「予定技術者」が建築士法に規定する建築士若しくは構造又は設備設計一級建築士の場合、「定期講習修了年月日」欄に建築士法第22条の2に規定する定期講習の修了年月日を記載すること。なお、建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士事務所に所属した建築士であって、建築士定期講習を受けたことがない者については、当該建築士試験に合格した日を記載すること。また、構造又は設備設計一級建築士証の交付を受けた者であって、構造又は設備設計一級建築士定期講習を受けたことがない者については、当該建築士証の交付を受けた日を記載すること。

(2) 提案を無効とする場合

- ① 次のア、イのいずれかに該当する場合は、提案を無効とします。
 - ア 管理技術者が一級建築士資格を有していることが添付資料で確認できない場合
 - イ 表1で示された「予定技術者の選任」、「兼務できる範囲」、「協力会社への再委託」を満足しない場合

2 予定技術者の業務実績等（様式9）

(1) 記載要領

- ① 「様式8 業務実施体制」に記載した予定技術者（自社・協力会社とも）1人につき一枚ずつ作成すること。
- ② 「所属」、「区分」、「担当分野」及び「工事区分」欄は、該当しないものを削除するか、記載のないものがあれば追加すること。また、担当する分野を兼務する場合は、その分野名を列記すること。
- ③ 「建築CPDの実績」欄は、過去2年間（2021年4月1日から2023年3月31日）に予定技術者が取得した建築CPDの実績について、建築CPD運営協議会事務局が発行する「建築CPD実績証明書」に記載されている時間数を記載すること。
- ④ 過去10年間の類似業務の実績については、次のアからウに定めるとおりとします。
 - ア この業務における類似業務は、次のとおりとします。

・図書館法第2条に定める図書館（複合施設を含む。）、学校教育法第1条の定める大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設並びに図書館法第10条の規定に基づき、地方公共団体が条例で定める図書館（複合施設を含む。）への改修に係る実施設計（ただし設備設計のみの業務は除く。）

- イ 「過去10年間の類似業務の実績」欄には、予定技術者が2023年4月1日の10年前から技術提案書を提出する日の前日までに完了した業務のうち、アに示す業務に該当するものの実績3件以内（3件以上ある場合は3件まで）を記載すること。
- ウ 「過去10年間の類似業務の実績」欄に記載された業務が類似業務であることを確認できる書類（契約書、設計図面の写し等業務の対象となる建築物の用途や規模、業務の内容などアに示す業務と合致することが確認できるもの）及び当該事務所（協力会社を含む。）が当該業務に携わったことを確認できる書類を添付すること。

【確認できる書類の例】

- ・ 契約書の写し（契約案件名、契約締結者及びアに示す業務と合致することが確認できる部分のみで可）
- ・ 設計図面の写し（設計案件名、設計者名及びアに示す業務と合致することが確認できる部分のみで可）
- ・ 建築士法第24条の4の規定により保存されている帳簿の写し
- ・ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の業務カルテ受領書（公共建築協会の受領印のあるもの）の写し+設計建築物の用途規模などが確認できるもの 等

3 設計事務所の過去10年間の受賞歴等に関する申告書 (様式10)

(1) 設計事務所の過去10年間の受賞歴等

① 記載要領

ア 次に掲げる項目の全てに該当する受賞歴などを評価の対象とします。

- ・過去10年間(2023年4月1日の10年前から技術提案書を提出する日の前日まで)に、受賞等したものであること。
- ・当該設計事務所(技術提案書の提出を要請した者で、他支店又は共同企業体は含まない。以下同じ)又は予定技術者(当該設計事務所に所属しているときに限る。)が受賞したものであること(受賞者が建築主又は施工者の場合は対象外)。
- ・設計者を選定するための設計競技(主催者を問わない。)での当選や入選、自治体又は公的団体(財団法人、社団法人などで非営利又は公益的な活動をしている団体)が主催する建築賞等であること。

イ 「年月日」欄は、授賞式の日時、賞状の日付等を記載すること。

ウ 「受賞内容」欄は、大賞、佳作、1等、2等、当選等、賞状等に記載されているものを記載すること。

エ 「受賞者」欄は、組織又は個人の別を明らかにして記載すること。

オ プロポーザルの当選や協力事務所の受賞等は対象になりません。

カ 過去10年間の受賞経歴が5件を超える場合は、設計競技における当選を優先して5件を記載すること。

4 注意事項

・提出部数は、9部とする。

・提出部数のうち、8部は、会社名等提案者が特定できる文言の記載をしないこと。

5 その他

・文字の記載サイズは10ポイント程度とします。

・様式をパソコン等で作成した場合、注意書きを記載する必要はありません。

・添付資料は、各様式に記載されている内容を確認するために添付していただくものであり、添付資料の法適合性の確認を行うものではありません。ただし、明らかな法令違反を確認した場合は管轄する部局へ通報する場合があります。